

2021年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲会社」という。）は、発行済株式総数 900 株の小規模株式会社であり、その定款に、甲会社のすべての株式につき、その譲渡による取得には甲会社取締役会の承認を要する旨の定めがあるが、種類株式についての定めはない。甲会社の株主は A、B および C の 3 人であり、それぞれが 300 株を保有していた。甲会社の取締役は B、C および D の 3 人であり、B が代表取締役である。

A が突然交通事故で他界した。A の相続人は A の子である P、Q および R の 3 名であったが（それぞれの法定相続割合は 3 分の 1 ずつ）、遺産分割協議が難航し、A が有していた甲会社株式 300 株（以下「本件株式」という。）の帰属についても定まっていない。

〔設問 1〕

A の相続人である P、Q および R の 3 人が本件株式について権利行使をしようと思う場合、権利行使者 1 名を選定し、それを会社に通知する必要がある（会社 106 条本文）。この権利行使者の指定方法につき、判例の見解に従って論じなさい。

〔設問 2〕

その後も P、Q および R による協議が続けられ、最終的には、本件株式は P が相続することとなった。しかし、P は従来から暴力団関係者との繋がりがあると噂されており、甲会社取締役会は、P が甲会社の株主となることは望ましくないと考えている。甲会社が相続人である P から本件株式を強制的に買い取る方法を指摘し、その手続について条文を明示しつつ説明しなさい。なお、強制的に買い取ることについて、甲会社の定款には別段の定めは置かれていない。

2021 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【A 日程：商法】

《出題趣旨》

- ・ 本問は、いわゆる中小企業における株式の相続をめぐる法律関係について、会社法上の解釈論上および制度論上の問題点を問うものである。
- ・ 具体的には、〔設問 1〕においては、会社法 106 条本文における権利行使者の指定方法を、〔設問 2〕においては、会社法 174 条以下の相続人に対する株式の売渡請求をそれぞれ問うものである。

《解説・講評》

【解説】

(1) 〔設問 1〕について

- ・ 株式が相続に対象となった場合、当該相続対象株式は、相続人の相続割合に従って当然に分割されるわけではなく、相続人間の準共有となる（民 264 条）。この場合において、株式が数人の相続人の準共有に属する場合、当該株式についての権利行使者 1 人を定めて、会社に通知しなければ、誰も権利行使することができない（会社 106 条本文）。
- ・ 権利行使者の指定方法について、判例（最判平成 9・1・28 判時 1599 号 139 頁）・多数説によると、持分価格にしたがってその過半数をもって権利行使者を決定するとされている。その理由は、仮に、準共有者全員一致により権利行使者を決定しなければならないとすると、当該準共有者のうちの 1 人でも反対すれば権利行使が不可能となるし、会社の運営にも支障をきたすことになり、会社の事務処理上の便宜という会社法 106 条本文の趣旨に反する結果となるからである。
- ・ 本件では、P、Q および R の 3 人の相続人が本件株式について権利行使するためには、この 3 人のうち権利行使者 1 人を定めて甲会社に通知しなければならない。その際に、権利行使者を指定するには、持分価格に従ってその過半数で決することが必要であるため、P・Q・R がそれぞれ 3 分の 1 ずつの持分価格を有していることから、3 人のうち 2 人が賛成することで、権利行使者を定めることができる。

(2) 〔設問 2〕について

- ・ 甲会社が、相続人 P から、その相続した本件株式を強制的に買い取る方法として、会社法 174 条以下に定める相続人に対する株式の売渡請求という手段を採

ることになると考えられる。この売渡請求の対象となる株式は譲渡制限株式であり（会社 174 条括弧書）、本件株式も譲渡制限株式であることから、この点は問題ない。

- ・ 相続人に対する株式売渡請求を会社が行うためには、当該会社はその旨の定款の定めがなければならない（同条）。本件では、甲会社の定款には強制買取に関する定めはないのであるから、株主総会特別決議により定款を変更して、その旨の定めを置く必要がある（会社 466 条、309 条 2 項 11 号）。次に、甲会社は、株主総会特別決議によって、強制買取の対象となる株式の数および株式を有する者の氏名を決定する（会社 175 条 1 項、309 条 2 項 3 号）。本件では、P から本件株式 300 株を取得する旨を定めることになるが、この株主総会において P は議決権行使することはできない（会社 175 条 2 項）。その後、甲会社は、相続のあった日から 1 年以内に、P に対して本件株式 300 株を売り渡すよう請求する（会社 176 条 1 項）。この場合の売渡の対価は当事者の協議によって定められることになるが、当事者間で協議が調わなかった場合には、不満のある当事者は裁判所に価格決定の申立てを行うことができる（会社 177 条 1 項・2 項）。

【講評】

- ・ 株式の準共有という論点については、受験生がそれほど深く勉強してはいなかったせいか、全体としてはあまりよい出来ではなかった。
- ・ それでも、「設問 1」については、判例百選に搭載されている判例であることもあり、正確に記述できている答案も散見されたが、「設問 2」については、相続人に対する株式売渡請求の制度それ自体を知らないのではないと思われる答案がかなりあった。そのような答案の多くでは、譲渡制限株式の譲渡（会社 136 条以下）という手段について論じられていたが、譲渡制限株式の譲渡という制度では、会社が「強制的に」相続人から株式を買い取る方法という問題の趣旨を達成することはできない。おなじく、会社が相続人から自己株式として買い取るという方法であっても（会社法 160 条、162 条）、同じく「強制的に」買い取るという問題の趣旨には合致しない。このような問題の趣旨を理解した上で解答できていた答案はわずかであった。
- ・ 多くのロースクール受験生は、会社法の論点のみをおさえて勉強するという方法をとっていると思われるが、会社法全体の制度を制度趣旨とともに理解するという勉強方法が不十分なのではないかと推測される。近時の司法試験においては、2 つの制度の優劣を論じさせるような問題も出題されており、そのような問題に対処するには、基本書をしっかりと精読して、会社法の制度を制度趣旨とともに理解するという勉強方法が不可欠である。今後は、そのような勉強方法を取り入れてもらいたいと考える。